横浜市生活環境の保全等に関する条例の手引

【指定事業所】

許可申請及び届出のしおり

(施 行 平成 15 年 4月1日) (最 近 改 正 令和 5年 5月2日)

目 次

1 条例のあらまし (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別表第9 粉じん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
·	 付録4 様式のダウンロード方法について・・・・・41

令和5年5月

横浜市環境創造局

このしおりはダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html



1 条例のあらまし

(1) 目的

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。)は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成7年横浜市条例第17号)の本旨を達成するため、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とし、平成15年4月1日に施行しました。

(2) 対象とする範囲

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする**大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染**の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(3) 規制等の対象となる主な行為等

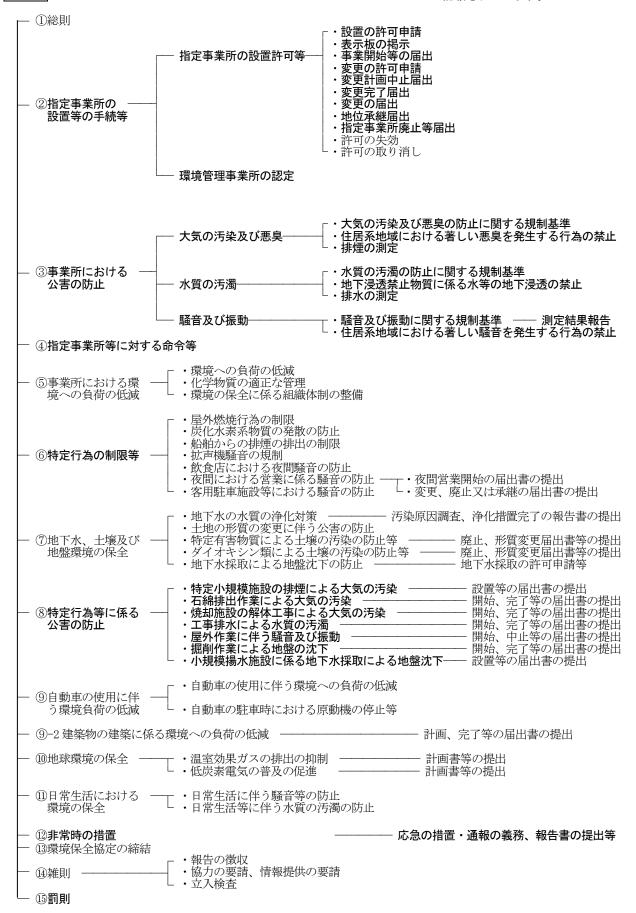
この条例で規制等の対象としている行為等は、大別すると次のとおりです。

- 事業所の事業活動に伴う排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音及び振動を発生する行為(P.3-23参照)
- ・ 住居系地域における著しい悪臭又は騒音を発生する行為 (P. 10 参照)
- ・ 地下浸透禁止物質に係る水等を地下に浸透させる行為 (P. 10.21 参照)
- 屋外燃焼行為
- ・ 炭化水素系物質を車両で運搬し積卸しする行為
- 船舶から排煙を排出する行為
- ・ 拡声機を使用する宣伝行為
- ・ 飲食店の深夜における営業行為
- 夜間における営業に伴う騒音を発生する行為 (P. 38 参照)
- 地下浸透禁止物質に該当する物質を含む水等が地下水汚染の原因である可能性がある場合
- ・ 特定有害物質を製造、使用、処理、保管、発生、排出等する行為
- ・ 地下水を採取する行為
- ・ 小規模固定型内燃機関から排煙を発生する行為 (P. 38 参照)
- ・ 小規模焼却炉等から排煙を発生する行為 (P. 38 参照)
- ・ 石綿(アスベスト)使用建築物等を解体・改造・補修する行為(P.38参照)
- ・ 焼却施設の解体・撤去等を行う行為(P.38参照)
- ・ 建設工事に伴い排水を排出する行為 (P.38 参照)
- ・ 屋外作業に伴い騒音及び振動を発生する行為 (P. 38 参照)
- ・ 掘削作業を行う行為 (P.38 参照)
- ・ 小規模揚水施設により地下水を採取する行為 (P. 38 参照)
- 一定規模以上の建築物を建築する行為
- ・ 温室効果ガスを排出する行為、電気の調達又は供給する行為 等※ 太字の部分は、このしおりに概要を記載しています。また、これら以外にも指針等があります。

(4) 体系図

この条例の体系を図で示すと次頁のようになります。

体系図



2 指定事業所に係る許可及び届出

「指定事業所」とは、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせる 蓋然性が高いと認められる作業を行う事業所として、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)別表第1に定める施設(指定施設)(P. 27-P. 37 参照)を配置して、作業(指定作業*)を行う事業所をいいます。

※指定作業には「当該作業の一部のみを行う場合のその作業」又は「当該作業と密接に関連する作業」を含む。 例:「○○の製造の作業」:製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業と 密接に関連する作業を行う場合も当該作業を行う場合となる。

(1) 指定事業所に係る許可等の手続(条例第3条、第7条、第8条)

指定事業所に係る許可等の手続について次に記載します。なお、この手続の他、環境 法令(**大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、下水道法**など)の 届出等の手続は、別に必要となります。

【許可申請書等の提出】

		F	申請・届出書の種類	申請・届出の事由	届出の時期
指定事業所の		1	指 定 事 業 所 設置許可申請書 【第1、2、3号様 式】	指定事業所を設置しようとする場合(条例第3条) (次のような場合等が該当します。)→別表第1(P.27) ① 操業を目的とした指定事業所の新たな建設 ② 現に設置されている事業所であって、条例の指定事業所の許可を受けていないものを指定事業所として用いようとする場合 ③ 事業所の一部を継承し又は借り受けて、これを指定事業所として用いようとする場合	設置の工事 前にはいる 前にける があります。 標準処理期間 35日間
の 設 置		2	指定事業所事業 開始等届出書 【第5号様式】	上記「1 指定事業所設置許可申請」に対する許可書が 交付された後、設置工事を行い、指定事業所として事 業を開始したとき(事業開始、設置工事完了)(条例第7条)	事業開始後、工 事完了後から起 算して14日以内
既に設置許可を受けた指定事業所における変更		3	指定事業所に係る 変更許可申請書 【第6、7、8号様 式】	指定事業所に係る変更のうち、公害の防止上重要な変更をしようとする場合(条例第8条) ① 指定作業の追加 ② 指定施設の設置 ③ 指定施設の構造の変更 ④ 指定施設の配置の変更(騒音、振動が増大する場合) ⑤ 指定施設の使用時間の変更(騒音、振動の規制基準のより小さい数値が適用されることとなる場合) ⑥ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 ⑦ 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更 ② 炭化水素系物質の貯蔵施設において保管する物質の変更 ⑨ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 ⑩ 排水の系統の変更 ⑪ 排水の非出先の変更 ⑪ 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 ⑫ 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更 ⑫ 指定事業所の敷地の境界線の変更(騒音、振動が増大する場合) ⑥ 自動車出入口の位置変更(生コンプラント設置事業所のみ)	変に前受が 要着にけめ の手許るます 事るを要。 標準処理間 35日間
里]	4	指定事業所に係る 変更完了届出書 【第9号様式】	上記「3 指定事業所に係る変更許可申請」に対する許可書が交付された後、変更工事を行い、その 変更を完了したとき (条例第8条)	変更完了後から起算 して 14 日以内

[※] 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)の規定によりなされた指定 事業所に関する許可は、この条例の相当規定により許可されたものとみなされます。

(2) 申請書の記載上の注意・添付書類

- ① 許可申請書及び届出書は、事業所の実態を知るために提出していただくものです。従って、その記載は事業所の実態をよく知っている方が責任をもって行ってください。申請及び届出についての責任は申請者又は届出者(法人の場合は代表者)にありますので、書類の作成を他人に依頼された場合でも、記載内容をよく確認してください。
- ② 申請者の押印は不要です。
- ③ 文字は丁寧に楷書で記入し、数字は算用数字を用いてください。
- ④ 原則**黒インク**(黒トナー)を用い、図面等に**色鉛筆等**を用いる場合のほかは、鉛筆や消せるボールペン等を使用しないでください。
- ⑤ 書類の提出すべき部数は、通常は合計2部です。

正本	副本(事業者控え)	合計
1部	1 部	2部

⑥ 主な添付書類一覧

【主な添付書類一覧】※申請内容により異なります。※書類のサイズ: A4(大きい場合は折りたたんでください。)

騒音振動	水質関係	大気関係	共通
 【騒音】発生源での騒音レベルの資料 【騒音】敷地境界線までの距離を明記した図面(指定施設ごとに直近の敷地境界線までの距離) 【騒音】かなばかり図、断面図、材質、壁厚等の資料(予測計算で壁等の防音効果を加算した場合) 【振動】基礎(床)断面図、防振材の資料(指定施設設置場所) 【騒音振動】その他 	 ① 用排水収支バランス図(公共下水道で合流式の場合は不要) ② 排水系統図(公共下水道で合流式の場合は不要) ③ 地下浸透禁止物質を使用する場合・・・不透水性材質の床構造、物質の種類や性状により必要に応じて床面の表面が耐性のある材質で被覆されていること又は施設の下に地下浸透を防止できる材質の受皿等が設置されていることを示す資料及び防液堤、側溝、ためます等の資料(薬品置場、廃液置場も含む) ④ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料(排水処理装置、油水分離槽等) ⑤ その他 	 ① 燃料系配管図・・・燃料流量計の位置を明記(施設ごとに設置) ② 排気系ダクト図(平面図、立面図)・・・測定口の位置、高さ、サイズを明記(施設ごとに設置) ③ 煙突配置図、構造図等・・・排出口のGLからの高さ、形状、内径を明記 ④ 排出濃度保証書(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、臭気等に係るメーカーの保証書) ⑤ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料(散水装置、低 NOx バーナー、集塵機、脱硫・脱硝・脱臭装置等) ⑥ 排気風量を示す資料 ⑦ 塗料の成分表・安全データシート(SDS) ⑧ その他 	 事業所の位置及び周辺状況を示した図面 敷地内における建物の配置状況を示した図面 建物の図面(平面図、東西南北の立面図、)・・・立面図は無ければ写真の代用も可 指定施設、公害防止施設、薬品置場等の配置図 指定施設の構造図(仕様書又はカタログ)・・・無ければ写真での代用も可 申請内容の概要説明書 事業内容・作業工程図(原料の入荷から製品になって出荷されるまでの工程をブロックで表した図面で、作業内容、発生する公害の種類、使用する指定施設名を明記) 使用する全薬品リスト(使用量)、商品名の場合は安全データシート(SDS) その他

(3) 許可基準 (条例第4条)

指定事業所の設置又は変更の許可申請は、次の基準により審査されます。これらの基準のいずれか一つでも適合していないときは、許可を受けることはできません。なお、申請書が受付されてから許可基準に適合しているか否かの判断がされるまでに要する標準処理期間は35日間です。ただし、申請書の記載に不備がある場合等はこの限りではありません。

ア 規制基準を遵守できること。(P. 10-20 参照)

- ① **大気**の汚染及び**悪臭**の防止に関する規制基準(施行規則第31条)(P.10-18参照)
- ② **水質**の汚濁の防止に関する規制基準(施行規則第34条)(P.10,19参照)
- ③ **騒音**及び**振動**に関する規制基準(施行規則第38条)(P. 10, 20 参照)
- イ 次の禁止行為に該当しないこと。
 - ① 住居系地域において著しい悪臭、騒音を発生する行為の禁止(施行規則第32、39条)
 - ② 地下浸透禁止物質を含む水等の地下浸透の禁止(条例第29条)(P.10,21参照)

[地下浸透禁止物質] (施行規則第5条の3)

カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、1,2ージクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、1,3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア等(亜硝酸、硝酸)、ダイオキシン類、1,4ージオキサン、塩化ビニルモノマー(以上29種類)及びこれらの化合物

- ウ 地下浸透禁止物質を取り扱う施設に係る構造が次の基準に合致すること。(施行規則第36
 - 条) (P. 10, 21 参照)
 - ① 不透水性材質の床面であること。
 - ② 物質の種類や性状により必要に応じて、次のいずれかの措置がとられていること。
 - ・床面に地下浸透禁止物質の地下浸透を防止できる被覆がなされていること。
 - ・施設の下に地下浸透を防止できる材質の受皿等が設置されていること。
 - ③ 取り扱う施設の周囲に、地下浸透禁止物質の流出を防止する措置がとられていること。
- エ **生コンクリートプラント**を設置する事業所の場合は、自動車の出入口が2車線以上の道路で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接し、自動車の出入口が 道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。(施行規則第10条)

(**4**) 変更、承継、廃止等の手続(条例第 10 条~第 12 条)

指定事業所の設置の許可を受けた事業者等は、法人の名称・所在地・代表者の氏名に変更があったとき(次ページ①)、事業所の名称・所在地・業種に変更があったとき(次ページ②~③)、指定事業所における施設等の変更を行ったとき(次ページ④~⑨)、指定事業所を承継又は廃止等したとき等は、届出をしなければなりません。

土壌汚染に関して特定有害物質使用等事業所である事業所を廃止等したときは、特定有害物質 使用等事業所廃止等届出書(細則第7号様式の2)を提出しなければなりません。

詳細は、環境創造局水・土壌環境課土壌対策担当(045-671-2494)までお問い合わせください。

【変更、承継、廃止等の届出の概要】

届出書の種類	届出の事由	届出の時期
指定事業所に係る 変 更 届 出 書 【第13号様式】	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名の変更 ②指定事業所の名称及び所在地の変更 ③指定事業所の業種の変更 ④指定作業の一部の廃止 ⑤指定施設の使用の廃止又は除却 ⑥指定施設の構造の変更(指定施設に該当しなくなったときに限る。) ⑦排水の排出先の変更(公共下水道であって、終末処理場を設置している水路への変更に限る。) ⑧指定事業所の敷地の境界線の変更(変更許可申請に該当しない場合に限る。(P.3 参照)) ⑨不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更	変更の日から 起算して 30 日以内
指定事業所に係る地位承 継届出書【第14号様式】	指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたとき あるいは相続、合併又は分割があったとき	承継があった日 から起算して 30 日以内
指定事業所廃止等届出書 【第 15 号様式】	指定事業所を廃止したとき	廃止の日から 起算して 30 日以内

(5) 表示板の掲示(条例第6条、施行規則第11条)

指定事業所の許可を受けたときは、その指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見 やすいところに、次に掲げる表示板を掲示しなければなりません。その指定事業所が設置さ れた後においても同じです。

(表示板) 第4号様式

幅 45cm×高 35cm 以上

横浜市生活環境の保全等に関する条例指定事業所					
名 称			称	甲乙産業株式会社 横浜工場	
所	在	Ē	地	横浜市中区○○町○○番地	
許可年月日及び許可番号		番号	平成○年○月○日 第 00000 号		
担	当 前	7 課	等	○○部○○課	
電	話	番	号	045-000-0000 (内線) 000	

- ※1 表示板を掲示しなければならない指定事業所は、全ての指定事業所(条例別表の 61 の項に掲げる作 業を行う指定施設(ボイラー、冷暖房施設)のみを設置するものを除く。)です。

 - 2 表示板は、耐久性をもつように作成してください。 3 「許可年月日及び許可番号」の欄は、「指定事業所設置許可申請書」を提出したことにより許可を得た 指定事業所にあっては、「指定事業所設置許可書」の右上欄に記載された「年月日」と 4 桁又は 5 桁の 「指令番号」を記載してください。また、「指定事業所現況届出書」又は「指定工場既設届出書」を届出 したことにより許可を得たものとみなされた指定事業所にあっては、「許可年月日及び許可番号」は「届 出年月日」とし当該届出をした年月日を記載し、「許可番号」は記載しないか、受付番号を記載してくだ さい。

指定事業所の設置及び変更に係る申請・届出一覧

指定事業所にあっては、その設置あるいは変更に関して申請や届出が必要になります。こ うした申請・届出を一覧表にして次に示しましたので参考にしてください (P. 7-P. 9)。 なお、 一覧表に掲げた申請あるいは届出は、指定事業所の設置又は変更に直接関連するものであり、 これら以外にもその状況に応じて申請あるいは届出が必要となる場合がありますので注意し てください(「付録1 その他の届出・指導基準等について」(P. 38)等を参考にしてください。)。

指定事業所に係る申請・届出一覧表 (1) (環境管理事業所については P. 25 も参照)

申請書等 の種類 内容 項目	指定事業所設置許可申請書	指定事業所事業 開始等届出書	指定事業所 変更許可明		
様式番号	第1、2、3号様式 細則第1号様式	第5号様式	第 6、7、8 号様式 細則第 1 号様式		
条 例 根拠条項	第3条第2項	第7条	第8条第	1項	
施行規則 根拠条項	第7条、第8条	第 12 条	第 13 条第 1 項	第 13 条第 2 項	
申請・届出由	1 いをと し新 てっ事け指用合を受定い 1 いをと し新 てっ事け指用合を受定い 1 いをと 1 いをと 1 いをと 1 いで表と 1 いて業で定い 1 いで表と 1 に作 設 き 1 に作 設 き 1 に作 没 き 2 に事条のな業う業し、所と 2 に事とのしる一借をて場 3 継け事よ 3 に作 没 き 3 に作 没 き 3 に作 没 き	 お事と (1) をき定し始さか合、施工た お事置し 期(施てしむって指置了 おき定し始含か合、施工た 当たの使を合①のて指置了 おき定し始含か合、施工た がきまと指用開をの場は定のし し部を業場のつの設完 	1 2 3 3 4 5 6 7 8 9 2 2 3 3 4 5 6 7 8 8 9 2 2 3 3 4 5 6 6 7 8 8 9 2 2 3 3 4 5 6 6 7 7 8 8 9 2 2 3 3 4 5 6 6 7 7 8 8 9 2 2 2 3 3 4 5 6 6 7 7 8 8 8 9 8 8 9 8 8 8 9 8 8 8 9 8 8 8 9 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 9 8	環境	
申請・届出の期限	設置する前**	事業開始(設置工事完了)日から 起算して14日以内	変更する	 前 [※]	
備考	届出事項省略の特例 あり		環境管理事業所には適 用なし	環境管理事業所 のみ適用	
罰 則	第 159 条第 1 号 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金	第 161 条第 6 月以下の懲 30 万円以下の 4. (工事に美手することも	役又は の罰金	

[※] 許可を受けるまでは設置又は変更することはできません(工事に着手することもできません)。許可に要する期間については「2(3)許可基準」(P.4)を参考にしてください。

指定事業所に係る申請・届出一覧表 (2) (環境管理事業所については P. 25 も参照)

届出書等 の種類 内容 項目	指定事業所に係る 変更完了届出書	指定事業所に 係る変更計画 中 止 届 出 書	指定事業所に 係る変更届出書			
様式番号	第9号様式	第 10 号様式	第 13 号様式(1~9)	第 13 号様式(1~3) 第 13、7、8 号様式(4~11)		
条 例 根 拠 条 項	第8条第2項	第8条第3項	第	10条		
施行規則 根拠条項	第 14 条	第 15 条	第 18 条第 1 項	第 18 条第 2 項		
申請・届出の事由	変更後、 ア 変 更が 変 更が たとき	変更許可を後、その上したと	1 2 3 4 1 1 2 2 3 1 1 1 2 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 3 1	及び所在地の変更		
申請・届出 の 期 限	変更完了後から起 算して 14 日以内	中止した日から 起算して30日以内	変更の日から起	算して 30 日以内		
備考			環境管理事業所には 適用なし	環境管理事業所のみ適用		
罰 則	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金		条第1号 以下の罰金		

指定事業所に係る申請・届出一覧表(3)

届出書等 の種類 内容 項目	指定事業所 に係る地位 承継届出書	指定事業所廃止等届出書	指定事業所 現況届出書	環境管理事業所認定申請書	環境管理事業所に 係る変更届出書
様式番号	 第 14 号様式 	 第 15 号様式 	第 16 号様 式	第 17 号様式	第 18 号様式
条 例 根 拠 条 項	第 11 条第 3 項	第 12 条	第 15 条 第 2 項	第18条第2項	第 21 条第 1 項
施行規則根拠条項	第 20 条	第 21 条	第 22 条	第 27 条	第 30 条
申請・届出の事由	指全け受る、割き 宇 を又たい併 あ 当き はとは 又 っ	指定 定事業 た を を き	を を を が が が と き は のり 所業 た	認定を受けるとき	1 指定の置概登マス機録有録等る項を管制定の方定作にさ要録ネテ関番効の施条の実を業全の業を業る変しメ審名、限囲行掲更新を要所に変及行所施更たン査称登及の規げる指定の関更びうに設 環ト登、録び変則る環の 環す 指た設の 境シ録登の登更第事
申請・届出の期限	承継があった 日から起算し て 30 日以内	廃止の日から 起算して30日 以内	指定事業所 となった日 から 3 ヶ月 以内		変更の日から起算 して 30 日以内
備考					
罰 則	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金	第 163 条第 1 号 10 万円以下の罰金			

4 規制基準等について

条例の規制基準は、指定事業所を設置する事業者はもとより、すべての事業者が遵守しなければなりません。規制基準は、事業所の規模や施設の規模等により異なりますのでご注意ください。

以下に条例第3章の大気の汚染及び悪臭の防止、水質の汚濁の防止、騒音及び振動の防止 に係る規制基準等の概要を記載しましたので参考にしてください。

※印の項目は、「規制基準の概要」(P.11 - P.21) も参照してください。

(1) 大気の汚染及び悪臭の防止

- ① 排煙に関する規制基準*(施行規則第31条第1項~第7項)
- ② 粉じんに関する規制基準*(施行規則第31条第8項)
- ③ 悪臭に関する規制基準*(施行規則第31条第9項)
- ④ 住居系地域において著しい悪臭を発生する行為の禁止(施行規則第32条)

(2) 水質の汚濁の防止

- ① 排水指定物質の規制基準*(施行規則第34条)
- ② COD、BOD、SS 等の規制基準*(施行規則第34条)
- ③ 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止(条例第29条第1項)
- ④ 地下浸透禁止物質を取り扱う施設に係る構造基準*(施行規則第36条)

(3) 騒音及び振動の防止

- ① 騒音・振動の防止に関する規制基準*(施行規則第38条)
- ② 住居系地域において著しい騒音を発生する行為の禁止(施行規則第39条)

【別表一覧】(大気の汚染及び悪臭の防止・水質の汚濁の防止・騒音及び振動の防止等に係るもの)

		規制基準等の項目	施行	規則別表等
指定作業・指定施設	指定	E作業(69 種類)及び指定施設一覧	施行規則	別表第1 (P. 27)
	排	硫黄酸化物の許容限度	施行規則	別表第2 (P.11)
	煙	窒素酸化物 の許容限度	施行規則	別表第3 (P.11)
	に関	炭化水素系物質の許容限度・設備基準等	施行規則	別表第4 (P.12)
	する	ばいじんの許容限度・設備基準	施行規則	別表第5 (P.13)
大気の汚染及び悪臭の防止		排煙指定物質の許容限度・排出の方法	施行規則	別表第6 (P.13)
人メルバカ来及い恋夫の別止	規制基	ダイオキシン類 の許容限度	施行規則	別表第7 (P.14)
		粒子状物質(ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素)の許容限度	施行規則	別表第8 (P.14)
(施行規則第31条)	粉し	こんに関する規制基準	施行規則	別表第9 (P.17)
	悪臭に関する規制基準・評価方法		施行規則	別表第 10 (P. 18) 具に関する評価方法
水質の汚濁の防止	公共	共用水域に排出される 排水 の規制基準(1)	施行規則	別表第 11 (P. 19)
(施行規則第34条)	公卦	共用水域に排出される 排水 の規制基準(2)	施行規則	別表第 12 (P. 19)
騒音及び振動の防止	騒音	の許容限度	施行規則	別表第 13 (P. 20)
(施行規則第38条)	振重	かの許容限度	施行規則	別表第 14 (P. 20)
地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透 の禁止 (条例第29条)	地门	·浸透禁止物質を取り扱う施設の構造基準	施行規則第	写36条 (P. 21)
指針 (条例第 39 条)	大気	は、悪臭、水質、騒音及び振動等	環境への負荷	苛の低減に関する指針

[※] このほかにも規制基準・指針・指導基準がありますので、詳細については担当課で確認してください (「1 (3) 規制等の対象となる主な行為等」 (P. 1) も参考にしてください)。

(4) 規制基準の概要 (大気の汚染及び悪臭の防止・水質の汚濁の防止・騒音及び振動の防止)

①【別表の概要】

別表第1に定める施設(指定施設)を配置して、指定作業を行う場合は、 事前に 可が必要です。 → 「 指定作業及び指定施設一覧表」 (P. 27 - P. 37) 参照					
黄酸化物の量の許容 度」(P.14) も確認					
上 満 2.0kL/h 以上					
4 g					
は油換算燃料使用量の合計					
指定施設) から排出さ 度」(P.14) も確認					
窒素酸化物の量の許容限度 $Q i = \frac{C i}{10^6} \times V$ $V : 施設ごとに定められた酸素濃度に換算した乾き排出ガス量 (m^3 N/h) 1 ボイラー (1) ガスを専焼させるもの$					
成9 平成9年4月1 上施 日以後に設置 が された施設(小 型ボイラ含む)					
6 0					
5 0					
4 5					
2 0					
1 日以後に設置さ 型ボイラ含む)					
8 0					
5 6					
4 5					
2 5					

別表	項目		概 要					
		2	ガスターヒ	ジン、ディーゼル	エンジン及	びガスエンジン	,	
	55 ± TA (1. 46.		施設の種類 施設の規模			平成元年2月2 日以後平成4 年4月1日前 に設置された 施設(同日前か	Ci 平成4年4月1日 以後平成7年10 月1日前に設置	10月1日 以 設 置 た 施
				定格出力 2,000kW 未満のもの		5 0	3 5	3 5
			ンのうちガ	定格出力 2,000kW 100,000kW 未満の	以上 もの	3 5	2 5	2 0
別表第3	窒素酸化物 の許容限度		スを専焼さ せるもの	定格出力 100,000k 150,000kW 未満の		3 5	2 5	1 5
				定格出力 150,000kW	以上のもの	3 5	2 5	1 0
			ガスタービ	定格出力 2,000kW		6 0	3 5	3 5
			ンのうちガ	定格出力 2,000kW 100,000kW 未満の		5 0	2 5	2 0
			スを専焼さ せるもの以 外のもの	定格出力 100,000k 150,000kW 未満の		5 0	2 5	1 5
				定格出力 150,000kW	以上のもの	5 0	2 5	1 0
			ディーゼル エンジン			190	1 1 0	1 1 0
		ガスエンジン				3 0 0	200	200
		1	事業所において発生する 炭化水素系物質 に係る規制基準(抜粋) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設、給油施設に備えるべき設備の施設 施設に備えるべき設備の基準 貯蔵施設 財蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭イ素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。 炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量%以下である排出防止機能を設置を設置すること。 正有施設 選又は炭化水素系物質の除去率が温度20℃において80%以上であるも防止装置を設置すること。 通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備者くは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有意設備を設けること。				この炭化水 非出防止装である排出 理設備若し 見を有する	
		(2)		特定物質 の濃度の基準(別表第1の 68 の項に掲げる施設以外の指定施 特定物質の種類 排出することができる炭化水素系特定物質の濃				
			ベンゼン	(11/2/14/24 > 1±/94	1 O ppm			
	炭化水素系		トルエン		1 O O ppm			
別表第4	物質の許容		キシレン		150 ppm			
	限度・設備基 準等		トリクロロ					50 ppm
	- "			ロエチレン				5 0 ppm
			ジクロロメホルムアル	<u> </u>				5 0 ppm 5 ppm
			フェノール					5 ppm
		③ ア イ ウ	排出の方法 炭化水素系物 炭化水素系 一定の位置及 炭化水素系 下の塗料、イ じ、排出量を 低公害の原	規制基準の数値は、 (別表第1の68の 物質の排出に当たっ。 特定物質に係る排性 で高さの排出口かり 物質に係る排煙の が質に係る排煙の シキ、脱脂剤、洗剤 低減すること。 は材料の使用、取扱り 発生する炭化水素 にと。	か項に掲げては、次のいでは、付近は、付近に では、付近に がままでは、 が出に当たっ を を を が が が が が が が が が が が が が が が が	る施設以外の指流 いずれかの対策を記せまれる は被害が生じないよと。 っては、炭化水素系 会害の原材料の使用 の対策が困難な場合	定施設) 講ずるものとする。 こうに、ダクト等に 気物質の含有率が2 用、取扱量の削減等 合は、塗料、イン等	である。 こより導き、 20 重量%以 等の対策を講 た、脱脂剤、

別表	項目		 概 要					
別表第5	ばいじんの 許容限度・設	事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼ま 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準 は省略) → ばい煙発生施設については別表第8「粒子状物質の許容限度」(P.14) ₹ ① 廃棄物焼却炉に係る基準(詳細は省略) (1) 排出量規制基準 (2) 設備基準 (3) 排出ガス処理施設の設備基準 ② 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準(抜粋 詳細は省略) 番 施設の種類 施設の規模 排出することができ いじんの濃度(単位g/				基準(詳細) も確認 ごきるば		
	備基準	タ周則まの1の1		一般甲	一般乙	特別		
		1 項に掲げる作業	作出ガス量が 40,000m³以上	0.10	0. 10	0. 05		
		に係る加熱炉は	作出ガス量が 40,000㎡ 未満	0. 15	0.10	0.08		
		条例別表の 66 の項 74 に掲げる作業に係る ガソリンエンジン ③ 廃棄物焼却炉以外の施設	:	0.05	0.05	0.04		
別表第6	排質度法を関する。	ガソリンエンジン				度 / m³N sac		

別表	項目	概 要											
		事業所において排出する ダイオキシン類 の濃度の許容限度(抜粋)											
		番 施	設の種類	施設の規模		第 12 年1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	TEQ/m³ _N) 平成 12 年 1						
		1 に供するも	洗鉄の製造の用 のに限る。)の に供する焼結炉	原料の処理能力 t以上のもの	刀が1時間当たり1	1	0.1						
		2 (鋳鋼又)	こ供する電気炉 は鍛鋼の製造の るものを除く。)	変圧器の定格容 のもの	量が 1,000kVA 以上	5	0.5						
	別表第7 ダイオキシン 類の許容限度	供する電気 るばいじん じん機に。 ものからの 限る。)の	の亜鉛の回収に 用に供する焙焼 i、溶鉱炉、溶解	原料の処理能力 t 以上のもの	が1時間当たり 0.5	10	1						
別表第7			(原料とし ムくず() ム合金の動 4 内のアル: 工程におい を除く。) に限る。)	ウム合金の製造 してアルミニウ 当該アルミニウ 製造を行う工場 ミニウムの圧もの を使用するものの 用に供する場 なが乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり 0.5 t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1 t以上のもの		5	1					
											火床面積(類型 乗物では、 東次に 東京で 東が設し、 大乗物で 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の	焼却能力が 4,000kg/h 以上のもの (焼却能力 が4,000kg/h 未満で乾 36,000m [*] ₃ /h (0=12%換 算) 以上のものを含 む。)	1
		5 廃棄物焼	却炉	らの合。のものののののののののののののののののののののののののののののののののの	焼却能力が 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満のもの (乾き排出ガス量が 36,000m * $_{\circ}$ $_{\circ}$ /h ($^{\circ}$ 0 $_{\circ}$ =12%換算) 以上のものを除き、焼 却 能 力 が 2,000kg/h 未満で乾き排 出 ガ ス 量 が 19,500m * $_{\circ}$ /h ($^{\circ}$ 0 $_{\circ}$ =12%換算) 以上のものを含され、	5	1						
				それらの焼却 能力の合計) が1時間当た り 50kg 以上 のもの	焼却能力が 2,000kg/h 未満のもの (乾き排出 ガス量が 19,500m³ _{*/} h (0 ₂ =12%換算) 以上の ものを除く。)	10	5						
別表第8	粒子状物質 の許容限度	及び 塩化水素 かり 1 粒子状物質の Q _{PM} =Q Q _{PM} : 指定 ³ 及び	ら生成される料 の排出基準 p+0.114Q _N + 事業所に設置され 電気のみを熱源	立子状の物質) -0.213Q _s +0. uているばい煙類	巻生施設(休止中の施設 く。)が最大能力で使	抜粋) 立 kg/h) _{ひ、非常用の}	施設						
		7月山 Q _D :ばいじ Q _N :窒素酸 Q _S :硫黄酸 Q _H :塩化オ	だんの量 (単 後化物の量 (単 後化物の量 (単	i位 kg/h) i位 kg/h) i位 kg/h) i位 kg/h)	н.								

別表	項目		概 要								
		1	① ばいじんの量(単位 kg/h) $Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$ (詳細は省略)								
			Q_{D}	= 0.363 W	$V_{\rm D1}^{0.865}({ m W}_{\rm D1}:1~{ m kL}/{ m s}$	h以上) Q _{D1} =0.3	363W _{D1} (V	V _{D1} :1 kL/h 未満)			
			W		所に設置されている廃葬 設置されたもの又は燃						
				液化天然	然ガス、液化石油ガス	等をいう。)又は1号/	丁油を専焼る	させる施設を除く。)			
				いて、	される燃料の重油換算 ボイラー(流動接触分解	な な と と と と は 展 其 生 は に の う ち 触 媒 再 生 は に の に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に	答に附属する	るものを除く。)、ガ			
					ビン、ガスエンジン及で 料の重油換算燃焼能力						
			$Q_{D2} = 0.3 W_{D2}^{0.865}$								
			W _{D2} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (平成 15 年 4 月 1 日以 式で焼却能力が 2t/h 以上のものに限る。) の焼却能力 (単位・								
		2	窒素	酸化物の量	と (単位 kg/h) ($Q_{N} = Q_{N1} + Q_{N2}$ (詳細は省岡	各)			
				1=1.06 W	/ _{N1} ×F _N (所に設置されている廃						
			••	ち昭和	63年3月1日前に設置 (単位 kL/h)に、次の	置されたものを除く。)	で使用され	る燃料の重油換算燃			
					乗じたものの合計をい		炽、风快守	及い取画时朔ことの			
					化物濃度参考値は、W _N した施設から排出され						
			番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数	窒素酸化物 濃度参考値 [※]			
	粒子状物質 の許容限度				1. 刑 ギノニ - NM の	平成7年9月1日以 昭和52年8月1日以		45ppm (O ₂ =5%)			
				ボイラー	平成7年9月1日前	0.75	69ppm (O ₂ =5%)				
別表第8						1	ボイラー	小型ボイラー(伝熱面	昭和52年8月1日前平成7年9月1日以		93ppm (0 ₂ =5%) 45ppm (0 ₂ =5%)
		谷帐度				積 10m ² 未満で重油 換算燃焼能力が 50L / h以上のもの)		後 1.0	93ppm (O ₂ =5%)		
					定格出力が 2,000kW 以上のもの	平成 15 年 4 月 1 日以		7ppm (O ₂ =16%)			
			0			平成7年9月1日以平成15年4月1日前	0.49	14ppm (O ₂ =16%)			
						平成7年9月1日前	0.84	24ppm (O ₂ =16%)			
						昭和63年3月1日以 平成4年4月1日前	1.6	47ppm (O ₂ =16%)			
			2	ガスタービン		昭和63年3月1日前 平成7年9月1日以		59ppm (O ₂ =16%) 23ppm (O ₂ =16%)			
						平成4年4月1日以		34ppm (O ₂ =16%)			
					定格出力が 2,000kW 未満のもの	昭和63年3月1日則	後 1.6	47ppm (O ₂ =16%)			
						平成4年4月1日前 昭和63年3月1日前		59ppm (0 ₂ =16%)			
						平成 15 年 4 月 1 日以 平成 7 年 9 月 1 日以	後 0.25	29ppm (O ₂ =0%)			
						平成15年4月1日前	0.49	58ppm (O ₂ =0%)			
				ガスエンジン 及び	以上のもの	平成3年5月1日以行平成7年9月1日前	多 1.6	197ppm (O ₂ =0%)			
			3	ガソリンエンジン		平成3年5月1日前 平成7年9月1日以	2.4 後 1.2	297ppm (0 ₂ =0%) 147ppm (0 ₂ =0%)			
						平成3年5月1日以		197ppm (0 ₂ =0%)			
					不何りもり	平成7年9月1日前平成3年5月1日前	2. 4	297ppm (O ₂ =0%)			
						平成 15 年 4 月 1 日以					
	マ成7年9月1日以後 4 エンジン 以上のもの 平成15年4月1日前	j 1. 2									
						平成3年5月1日以平成7年9月1日前	多 2.4				
						平成7年9月1日則					

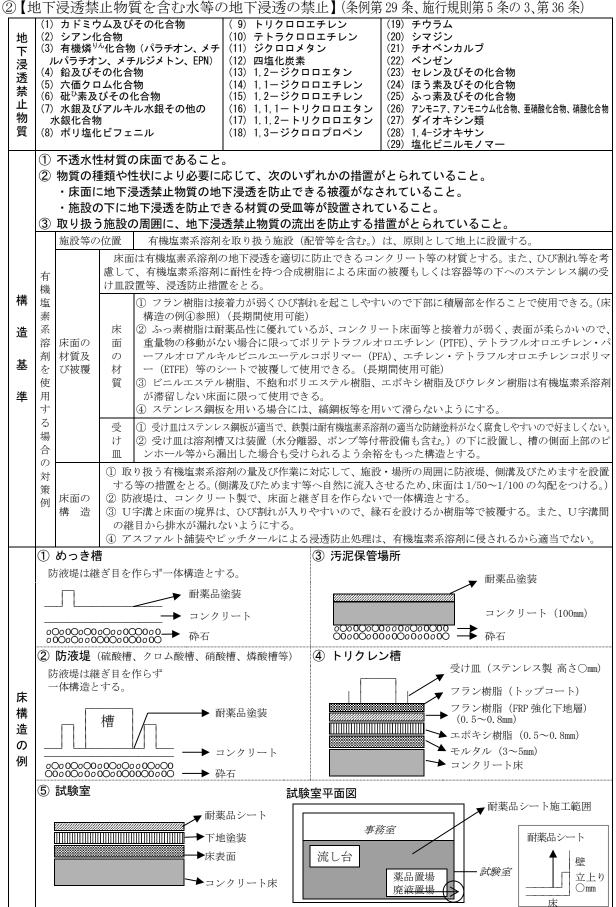
別表	項目	概 要						
		4 ディーゼル 定格出力が 2,000kW 平成3年5月1日以後 1.2 平成3年5月1日以後 2.4						
		平成7年9月1日前						
		アルミナ 平成7年9月1日以後 1.5 か焼炉 平成7年9月1日前 5.0	-					
		間接加熱方式以外のもの 1.0						
		6 金属加熱炉 間接加熱方式のもの 昭和 52 年 8 月 1 日以後 1.75	1					
		昭和 52 年 8 月 1 日前 1.75 - ガ ラ ス 平成 7 年 9 月 1 日以後 4.0						
		T ガラス 平成7年9月1日以後 4.0 平成7年9月1日以後 4.0 平成7年9月1日前 9.0 1日前 9.0 1日前 1日前	-					
		骨材乾燥炉以外のもの 平成 15 年 4 月 1 日以後 1.0						
		8 乾燥炉 平成15年4月1日前 1.0						
		骨材乾燥炉 平成 15 年 4 月 1 日以後 0.84 平成 15 年 4 月 1 日前 1.0						
		平成 15 年 4 月 1 日以後 0.49						
		食料品製造用以外のもの 平成 15 年 4 月 1 日前 1.0						
		食料品製造用のもの 平成 15 年 4 月 1 日以後 1.0						
		平成 15 年 4 月 1 日前 1.0						
		10 1 ~ 9 以 平成 15 年 4 月 1 日以後 0.49 平成 15 年 4 月 1 日 前 1.0						
		$Q_{N2} = 1.06 W_{N2}^{0.865} \times F_N$ $F_N : 2.054$						
		W _{N2} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (連続式で焼却能力が	ゞ2t/h 以上のものに限					
		る。)において1時間当たりに焼却される廃棄物の量を重油						
		に掲げる施設の設置時期ごとの係数を乗じた量(単位 kL/h 施設の設置時期	A)の合計をいり。 係数					
		平成7年9月1日以後	0.86					
		昭和63年3月1日以後平成7年9月1日前	1.0					
別表第8	粒子状物質	昭和63年3月1日前	1.85					
別 公 第 0	の許容限度							
		③ 硫黄酸化物の量(単位 kg/h) $Q_S = Q_{S1} + Q_{S2}$ (詳細は省略)						
		$Q_{S1} = 7 W_{S1} \times F_{S}$ $F_{S} : 2.857$						
		W _{S1} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外の ばい煙発生施 詞						
		以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。 液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。)又は1号灯油を専り						
		で使用される燃料の重油換算燃焼能力(単位 kL/h)に、次の						
		ごとの係数を乗じたものの合計をいう。	Pri Mel.					
		番号 施設の種類 1 ガスタービン	係数 0.008					
		2 ガスエンジン	0.008					
		3 ディーゼルエンジン	0.008					
		4 金属加熱炉	0. 032					
		5 石油加熱炉	0.032					
		6 ガラス溶融炉	0. 032					
		7 流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属する						
		8 1~7以外の施設	0. 024					
		Q _{S2} =7W _{S2} ×F _S F _S : 2.857 (詳細は省略)						
		W _{8.2} : 事業所に設置されている廃棄物焼却炉(平成15年4月1日)	以後に設置された連続					
		式で焼却能力 2t/h 以上のものに限る。)の焼却能力(単位 t						
		る施設の規模ごとの係数を乗じたものの合計をいう。 ************************************	ht *h					
		施設の規模 焼却能力が4t/h以上のもの	係数 0.08					
		焼却能力が4 t / h 未満のもの	0. 12					
			<u> </u>					

別表	項目	概 要				
別表第8	項の子許容を関する。	 ④ 塩化水素の量(単位 kg/h) (詳細は省略) Q_H=0.5 W_H^{6.865} W_H: 事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (平成9年4月1日以後平成15年4月1日以後で成15年4月1日以後で成15年4月1日以後で置された連続式で焼却能力2t/h以上のもの及び平成15年4月1日以後で置された連続式で焼却能力2t/h以上のものに限る。) の焼却能力(単位 t/h)合計をいう。 ※1 重油以外の燃料の重油の量への換算方法 液体燃料 1 Lが重油1 Lに相当するものとする。				
		2 排出の方法 ばい煙発生施設等から排出される粒子状物質に係る排煙は、周辺への影響が最小となるように排出口を建物の最上部に設ける等の措置を講じ排出すること。 事業所において排出する 粉じん に関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいず				
別表第9	粉じんに 関 す る 規制基準					

別表	項目	概 要									
		事業所はるもの		非出する	悪臭に関する規制基準は、次に	こ掲げる措置					
	1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。										
		亜		ように吸着設							
		1 1 1/2 1 1	- 備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。								
		1 1 2 1 .	3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。								
		1 4 1	4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。								
		5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバー で覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。									
					規制基準を遵守しているか否? 評価方法は、環境創造局長が		ために必要な				
		悪臭に関	する評価	方法 (抜料	卆)						
		皇宗:	指数 X:	= A + B -	+C+D+E						
		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	1690								
						臭気排出口	敷地境界線				
		A値	基準の基礎	⊭となる数 T		2 0	1 0				
					第一種低層住居専用地域						
				第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		0					
					第二種中高層住居専用地域		0				
	悪臭に関する				第一種住居地域						
別表第 10	規制基準	B値	事業所立地地域		進住居地域						
	• ==:/==+>+				近隣商業地域						
	評価方法			乙地域	商業地域	3					
					,		3				
					準工業地域						
					市街化調整区域						
					工業地域						
				丙地域	工業専用地域	5	5				
				8 m未満		0					
			жип	8 m以上	 :15m未満	2	1 /				
		C値 ³	排出口の高さ		上25m未満	5	/				
						_	/				
				25m以		10					
					/分未満	5	. /				
		D値	非出風量	$50\mathrm{m}^3\mathrm{N}$	/分以上200m³√分未満	3					
				$200 \mathrm{m}$	1 ³ N/分以上	0					
		F値	臭気質	一般に不	快には感じないと認めるにおい		2				
				その他			0				
		2	定方法(立 臭気排出 乙、丙地 地境界線は 甲地域 域に接する	平成7年9 ロにおける 域に立地で こついての に立地する る場合のB	防止法施行規則第1条に基づく臭月13日環境庁告示第63号)のとる基準は、排出口ごとに与える。 する事業所であって、それが甲地のみ、それぞれ甲、乙地域の数値とる事業所であって、それが主要なごも事業所であって、それが主要なご値は、乙地域の数値とする。 敷地境界線にのみ適用する。	:おりとする。 域に接する場合:する。	rのB値は、敷				
		6	臭気指数れは臭気液	数は、人の	「におい」についての感覚量の変 に値を 10 倍にしたものである。	化に直接対応で	けるもので、こ				

カドミウム及びその化合物 カドミウムとして シアン化合物 シアンとして 有機燐 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNに限る。) 鉛として 鉛及びその化合物 鉛として 六価クロム化合物 六価クロムとして 砒 ^い 素及びその化合物 砒 ^い 素として 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀として	ウン類 pg-TEQ/L) ウ内は新設以外 0.03 1 0.2 0.1 0.5 0.1 0.005 いないこと。 0.003 0.1 0.1 0.2
物質の種類 許 容 限 度 ()カドミウム及びその化合物 カドミウムとしてシアン化合物 シアンとして 有機燐 ^り ^ル 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) 鉛として 六価クロム化合物	n 内は新設以外 0.03 1 0.2 0.1 0.5 0.1 0.005 れないこと。 0.003 0.1 0.1
カドミウム及びその化合物 カドミウムとして シアン化合物 シアンとして 有機燐 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチ オン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) 鉛及びその化合物 鉛として 六価クロム化合物 六価クロムとして 砒 ⁰ 素及びその化合物	0.03 1 0.2 0.1 0.5 0.1 0.005 はないこと。 0.003 0.1 0.1
シアン化合物 シアンとして 有機構 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) 鉛として 公及びその化合物 始として 大価クロム化合物 六価クロムとして 水銀及びその化合物 水銀として 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀として アルキル水銀化合物 検出さ ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン トリクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン シアンとして	1 0.2 0.1 0.5 0.1 0.005 まれないこと。 0.003 0.1 0.1
有機燐 ^{9/4} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) 鉛及びその化合物	0.2 0.1 0.5 0.1 0.005 おないこと。 0.003 0.1 0.1
オン、メチルジメトン及びEPNに限る。) 鉛及びその化合物	0.1 0.5 0.1 0.005 れないこと。 0.003 0.1 0.1
鉛及びその化合物	0.5 0.1 0.005 れないこと。 0.003 0.1 0.1
 六価クロム化合物 ☆価クロムとして 砒[○]素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀として アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 	0.5 0.1 0.005 れないこと。 0.003 0.1 0.1
 砒^o素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀として アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 	0.1 0.005 れないこと。 0.003 0.1 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 水銀として アルキル水銀化合物 検出さ ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	0.005 おないこと。 0.003 0.1 0.1
アルキル水銀化合物 検出されずり塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	がないこと。 0.003 0.1 0.1
ポリ塩化ビフェニル トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	0.003 0.1 0.1
テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	0. 1
ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	0. 2
1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	
1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
	1
1 1-トリクロロエタン	0.4
	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
排水 (排水指 チウラム シマジン シマジン	0.06
上初貝)の計	0. 03
容限度	0. 2
セレン及びその化合物 セレンとして	0. 1
海域以外の公共用水域に排出され	
場合にあっては、ほう素として	10
ほう素及びその化合物 海域に排出される場合にあっては	5,
ほう素として	230
海域以外の公共用水域に排出され	
場合にあっては、ふっ素として 場合にあっては、ふっ素として 海域に排出される場合になって出	8
は水 「海域に排出される場合にあっては 事業所から直 ふっ素として	15
接公共用水域 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化 アンモニア性窒素に0.4を乗じた	
に排出される 合物及び硝酸化合物 酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	
水その他の液	10
体などをいいフェノール類フェノールとして	0. 5
ます。 銅及びその化合物 銅として	1(3)
亜鉛及びその化合物 亜鉛として	1(2)
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)鉄として	3 (10)
マンガン及びその化合物(溶解性のものにマンガンとして	1
既る。)	
ニッケル及びその化合物ニッケルとして	1
クロム及びその化合物 クロムとして 1,4-ジオキサン	2
1,4-ショイリン 備考 省略	0. 5
事業所の排水の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度(抜粋)	
項目許容限度	
生物化学的酸素要求量(BOD) 25 mg/L (新設の場合) ※業種等に	こよる
化学的酸素要求量(COD) 25 mg/L (新設の場合) ※業種等に	こよる
浮遊物質量(SS) 70 mg/L (新設の場合) ※業種等	こよる
排水 (水の汚 水素イオン濃度 (pH) 5.8 以上 8.6 以下	
別表第 12 染状態を示	
「現日)の計 ご加口の具 百年 動植物油脂粕今右碁 5 mg / I (新塾の提合)	
家阳	
大腸菌群数 3,000 個/cm ³	F ≥ 4> ∠ ¬ + 1
外 観 受け入れる水を著しく変化させる。 濁度を増加させるような色又は濁り	
古んでいないこと。	
備考 省略	

別表	項目	概 要					
		事業所において発生する 騒音 の	事業所において発生する 騒音 の許容限度(抜粋) (単位 d B(A))				
		時間地域	午前8時から 午後6時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 11 時まで			
		第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域	5 0	45	40		
		第一・二種住居地域 準住居地域	5 5	5 0	4 5		
		近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0		
	騒音の	工業地域	7 0	6 5	5 5		
別表第 13	許容限度	工業専用地域	7 5	7 5	6 5		
		その他の地域	5 5	5 0	4 5		
		3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。 4 騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値 (2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値 (3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値 (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。以下省略 6、7 省略 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。					
		事業所において発生する振動の		· · · ·	(単位 d B)		
		時間地域	,		7時から 18時まで		
		第一·二種低層住居専用地域 第一·二種中高層住居専用地域	友 6	0	5 5		
		第一・二種住居地域 準住居地域	6	0	5 5		
		近隣商業地域・商業地域 準工業地域	6	5	6 0		
		工業地域	7	0	6 0		
		工業専用地域	7	0	6 5		
別表第 14	振動の	その他の地域	6	0	5 5		
別表第 14	振 動 の 許容限度	備考1、2 省略 3 振動の測定は、計量法第71条ので行うものとする。この場合におとする。 4 振動の測定の地点は、事業所の 5 振動の測定の方法は、次のとお (1)振動ピックアップの設置場所は ア 緩衝物がなく、かつ、十分 イ 傾斜及び凹凸がない水平面 ウ 温度、電気、磁気等の外囲 (2)暗振動の影響の補正は、次のとお (1)測定器の影響の補正は、次のとお (1)測定器の指示値が変動対では間値の平均値 (3)測定器の指示値が不規則かつ大準ずる間隔及び個数の測定値のに 7、8 省略 9 この規制基準は、建設工事に伴	いて、振動感覚を 敷地境界線上の均 りとする。 、次の固めできるのと に踏み個で影響を がみでしたでいます。 は変動が変動が変動するとでである。 は変動で変動すると変動が変動すると変動で変動が変動ができる。 に変して変している。 にないない。 に変している。 にないないない。 にないないない。 にないないないない。 にないないないないないない。 にないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	浦正回路は、鉛直振動特 也点とする。以下省略 する。 われている堅い場所 所 けない場所 下省略 場合は、その指示値 場合は、その変動ごとの 合は、5秒間隔で100 個 の数値	性を用いること 対指示値の最大 国又はこれらに		



5 測定義務について

ここでは条例に定める**排煙、排水、騒音**及び**振動**についての**測定義務**の概要を記載しました。測定義務は条例に定めるもののほか、**環境法令に定めるもの**がありますので、ご確認のうえ必要な測定を行ってください。

(1) **排煙の測定** (条例第 27 条)

項目・方法等	排 煙 測 定 の 概 要
排煙測定項目	硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、炭化水素系特定物質、ばい じん、排煙指定物質、ダイオキシン類
測定を要する事業者	施行規則第33条第1項に定める事業者
測定を要する施設、 測定頻度、測定方法	施行規則第33条第2項に定める施設等について、施設、項目ごとにそれぞれ定められた頻度及び方法により測定
測定結果の保存	3年間(5年に1回以上測定するものにあっては5年間)保存(施行規則第33条第3項)

【排煙の測定を要する事業者及び測定頻度の概要】 条例第27条、施行規則第33条

ここに記載した測定を要する事業者と測定頻度は概要ですので、事業所や施設等の条件により異なる場合があります。詳細については、条例第27条、施行規則第33条で必ず確認してください。

項目	測定を要する事業者		測定頻度	
硫黄酸化物	燃料 (ガス燃料を除く。) の燃焼により硫黄酸 化物を発生する指定施設を使用する指定事業 所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫 黄酸化物を発生する指定施設を使用する指定 事業所の事業者	2月に1回以上		
		排出ガス量が40 立方メートル未	,000 排出ガス量及び窒素酸化物の 濃度を6月に1回以上	
窒素酸化物	窒素酸化物を発生する排煙発生施設を使用する指定事業所の事業者	排出ガス量が 40,000 窒素酸化物の濃度を常 立方メートル以上 特定工場) 又は 2月に 上 (NOx 特定工場以外		
炭化水素系物質	炭化水素系物質を排出する施設を使用する指 定事業所の事業者のうち施行規則別表第 1 の 68 の項に掲げる出荷施設を使用する事業者			
炭化水素系特定物質	炭化水素系特定物質を排出する指定施設を使用する事業者及び排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者(資本金の額又は出資の総	年2回以上(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。)		
排煙指定物質	額が50,000,000 円以下であって常時使用する 従業員の数が300人以下の会社又は常時使用 する従業員の数が300人以下の個人を除く。)	年2回以上(原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。)		
		廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり4トン以上 の施設にあっては、2月に1回以上	
			焼却能力が1時間当たり4トン未満 の施設にあっては、6月に1回以上	
ばいじん	ばいじんを発生する排煙発生施設を使用する 指定事業所の事業者		排出ガス量が 40,000 立方メートル 以上の排煙発生施設にあっては、2 月に1回以上	
		生施設	排出ガス量が 40,000 立方メートル 未満の排煙発生施設にあっては、6 月に1回以上	
ダイオキシン類	ダイオキシン類が発生する施設を使用する事 業者	年1回以上		

^{※ 「}排出ガス量」とは、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの最大量をいいます。

(2) 排水の測定(条例第30条)

項目・方法等	排 水 測 定 の 概 要		
排水測定項目	別表第 11、別表第 12 に規定する排水指定物質等 (カドミウム及びその化合物、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、 浮遊物質量、水素イオン濃度等)		
測定を要する事業者	排水の排出量が300m ³ /日以上の事業者(施行規則第37条第1項)		
測定頻度、測定方法	排水の汚染状態及び量を月1回以上(ダイオキシン類については、年1回 以上)定められた方法により測定(施行規則第37条第2項)		
測定結果の保存	3年間保存(施行規則第37条第4項)		

(3) 騒音及び振動の測定(条例第33条)

項目・方法等	騒音・振動測定の概要
測定項目	騒音・振動
測定を要する事業者	指定事業所の事業者(工業専用地域及び工業地域(金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目、福浦三丁目)の地域内の事業所の事業者を除く。)(条例第33条、施行規則第40条第1項)
測定を要する施設	「指定事業所設置許可申請」・「指定事業所に係る変更許可申請」をし、許可を受けた指定施設のうち下表に掲げるもの
測 定 場 所	(1) 施設(施設から1mの地点)(2) 敷地境界線(施設ごとの直近敷地境界線上)
測定の時期	許可を受けた指定施設の 使用開始後30日以内 (条例第33条)
測定結果の報告	測定してから 30 日以内に市長に報告しなければなりません。 ・騒音測定結果 → 騒音測定結果報告書(細則第3号様式) ・振動測定結果 → 振動測定結果報告書(細則第4号様式)

【騒音・振動の測定を要する施設】(施行規則第40条第2項)

騒音を測定しなければならないもの	振動を測定しなければならないもの
ア 圧延施設(製管施設を含む。) イ ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。) 動 動力プレス機(加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。) 報造施設 カ ワイヤーフォーミングマシン キ ブラスト(密閉式のものを除く。) ク タンブラー ケ 破砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) 摩砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) ウ 別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) ウ 分別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) ウ カ別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) シ コンクリートプラント アスファルトプラント 契粉機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) ウ サッパー(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) アスファルトプラント	ア 動力プレス機(加圧能力が 294 キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が 980 キロニュートン以上であるものに限る。) イ せん断機(原動機の定格出力が3.75 キロワット以上であるものに限る。)ウ 鍛造施設エ 破砕施設(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であるものに限る。)オ 摩砕施設(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であるものに限る。)カ 分別施設(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であるものに限る。)カ 分別施設(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であるものに限る。)

非常時の措置(条例第149条、第149条の2)

条例第12章では、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気の汚染、悪臭又 は水質の汚濁の原因となる物質が放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は 生ずるおそれがあると認める事態が生じた場合は、事業者が直ちにその旨を市長に通報する とともに、応急の措置をとるべきこと(第149条第1項)並びに事故の状況及びとった措置 の概要を市長に報告すること(第 149 条第 2 項)等が規定されています。また、大気汚染防 止法や水質汚濁防止法などにも同様の規定がありますので必ず確認をしてください。

【対象となる物質】(条例第149条第1項に規定する規則で定める物質 →施行規則 別表第17)

[大気の汚染及び悪臭に係る物質] [水質の汚濁に係る物質] (33) 鉄及びその化合物 1) 亜鉛及びその化合物 2) アクリルアミド (34) テトラクロロイソフタロニトリル (1) アクロレイン (2) アクリルアミド (3) アルミニウム及びその化合物 (4) アルミニウム及びその化合物 (5) アンモニア、アンモニウム化合物 (6) エチル= (Z) -3 - [NーベンジルーN - [メチル(1ーメチルボニル)アミノーチオート(別名アラニカルブ) 塩化チオニル (8) 塩化ビニルモノマー (9) 塩素酸塩 (10) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8ーオ (2) アンモニア (3) 一酸化炭素 (4) 塩素及び塩化水素 (5) 黄燐がん (6) カドミウム及びその化合物 (7) キシレン (8) クロルスルホン酸 (9) 五塩化燐% (10) 三塩化燐^{りん} (11) シアン化合物 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8一才 クタクロロー2, 3, 3 a, 4, 7, 7 aーヘキサヒドロー4, 7ーメタノ (12) ジクロロメタン (10)(13) 臭化メチル (14) 臭素 1H—インデン (別名クロルデン) ー 1 H ー インデン (別名/フロルデン) 過酸化水素 カドミウム及びその化合物 クロムとクリン 次亜塩化合物 シアン (1 1 - ジメチルー 2 ー プロピール (1 1 3 ー ジャチルー 2 ー ブロピール (別名プロピーン イリー 3 ー ジャチャー 2 ー ブロピール (別名アンプロピール (別名アンプロピール (別名イソプロピール (別名イソプロピール (別名イソプロピール (別名イソプロピール (別名イソプロピール (別名イソファン・シン・ (15) 硝酸 (16) 窒素酸化物 (12) (13)(17) テトラクロロエチレン (18) トリクロロエチレン $(14) \\ (15)$ (19) トルエン (16)(20) 鉛及びその化合物 (21) 二酸化硫黄 (22) 二酸化セレン (23) ニッケルカルボニル (24) 二硫化炭素 (25) ピリジン ジマジン ジメチルエチルスルフィニルイ (26) フェノール類 (21) ジメチルエチルスルフィニルイ ソプロビルチオホスフェイト(別 名オキシデプロホス又はESP) (22) 臭素 (23) 臭素酸塩 (24) 水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物 (25) セレン及びその化合物 (26) チウラム (27) チオベンカルブ (28) チオバムかの ロージェチルーの (27) 弗化水素及び弗化珪素 (28) ベンゼン (29) ホスゲン (30) ホルムアルデヒド (31) メタノール (32) メルカプタン (33) 硫化水素 チオベンカルブ チオりん酸〇、〇一ジエチルー〇一 (2ーイソプロピルー6ーメチルー4 ーピリミジニル)(別名ダイアジノン) チオりん酸〇、〇一ジエチルー〇一 (3、5、6ートリクロロー2ーピリジル)(別名クロルピリホス) チオりん酸〇、〇一ジエチルー〇一 (5ーフェニルー3ーイソオキサゾリル)(別名イソキサチオン) チオりん酸〇、〇一ジメチルー〇一 (3、チオり人酸〇、〇一ジメチルー〇一 (3、チオり人酸〇、〇一ジメチルー〇一 (34) 硫酸(三酸化硫黄を含む。) (58) アニリン (35) 燐^{りん}化水素 (59) ペルフルオロオクタン酸 (29)(60) ペルフルオロ (オクタン 平日昼間の通報先 (61) 直鎖アルキルベンゼンス 大気関係: 裏表紙の③大気汚染の連絡先 水質関係: 裏表紙の⑤水質汚濁の連絡先 (31) チオりん酸O、OージメチルーOー(3 ーメチルー4ーニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP) (32) チオりん酸SーベンジルーO、Oージイソプロビル (別名プロベンホス又はIBP) (2) 所管区 福祉保健センター生活衛生課 夜間・土休日の通報先

(別名クロロタロニル又はTPN) (35) 銅及びその化合物 (36) 鉛及びその化合物 (37) ニッケル及びその化合物 (38) 4-ニトロフェニル-2, 4, 6 - トリクロロフェニルエーテル (別 名クロルニトロフェン又はCNP) (39) パラージクロロベンゼン (40) 砒ひ素及びその化合物 (41) ヒドラジン (42) ヒドロキシルアミン (43) フェノール類及びその塩類 (44) ふっ素及びその化合物 (45) ほう素及びその化合物 (46) ホスゲン (47) ポリ塩化ビフェニル (48) ホルムアルデヒド (49) マンガン及びその化合物 (50) N-メチルカルバミン酸2-セ カンダリーブチルフェニル(別名 フェノブカルブ又はBPMC) (51) モリブデン及びその化合物 (52) 有機燐りん化合物 (パラチオ ン、メチルパラチオン、メチ ジメトン及びEPNに限る。) メチル (53) 油脂類(鉱物油及び有機溶 剤を含む。) (54) りん酸ジメチル=2,2ージクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP) (55) アルカリ性物質(水素イオン濃度(水 素指数)が8.6を超えるものに限る。) (56) 酸性物質(水素イオン濃度(水素 指数) が 5.8 未満のものに限る。) (57) 1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1^{3,7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

(別名 PFOA) 及びその塩

-1-スルホン酸) (別名

PFOS) 及びその塩

ルホン酸及びその塩

(1) 環境創造局

横浜市役所防災センター 045-671-4343

- 第149条 事業者は、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出さ れ、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該物質の放出、発生 又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。
- えばがなどが正するためが心感が相談とない。 2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。 第149条の2 市長は、前条第1項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認める ときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

7 命令・罰則(条例第35条~第37条、第159条~第165条)

条例第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は条例第8条第1項の許可を受けることなく同項の規則で定める変更をした者に対し、市長は当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができます(条例第35条)。このほか、指定事業所を設置している者が条例第25条第2項(大気の汚染及び悪臭の防止)、条例第28条第2項(水質の汚濁の防止)又は条例第31条第2項(騒音及び振動)の規定に違反していると認めるときの命令(条例第36条)、指定外事業所に対する命令(条例第37条)の規定があります。また、虚偽の届出をした場合など、条例の違反に対する罰則の規定があります(条例第159条~第165条)。

8 環境管理事業所(条例第 18 条~第 24 条)

環境管理事業所制度は、環境に係る自己管理能力及び責任を有すると認められる指定事業所について、事業者からの申請に基づいて「環境管理事業所」として認定し(3年の範囲内で市長が定める期間)、環境管理事業所が設備等の変更等を行う場合、条例の許可申請等の手続を簡素・合理化する制度です。

※ 環境管理事業所の認定には、認定を受けようとする指定事業所の全体が審査登録機関による登録の範囲に含まれている必要があります。指定事業所の一部(例えば研究開発棟)のみ、又は一部を除いて登録されている場合は環境管理事業所として認定を受けることはできません。

(1) **認定の基準**(条例第 18 条、第 19 条、施行規則第 25 条)

環境管理事業所の認定基準は、次のすべての基準を満たしている必要があります。

- ① 環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること (ISO14001 の認証を取得していること)。
- ② 条例の定めるところにより排煙及び排水の自主測定がなされており、その測定結果が基準に適合していること。
- ③ 環境への影響が重大な事故又は環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故が発生した日から3年以上経過していること。
- ④ 公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。
- ⑤ 指定事業所の設置者(法人にあっては、その役員)が、条例又は環境の保全に関する法律等に違反し、罰金以上の刑に処せられた場合で、その執行の終了等の日の翌日から3年を経過しない者でないこと。他過料

(2) 認定申請・変更の手続

届出書の種類	届出の事由	届出の時期
環境管理事業所認定申請書	環境管理事業所の認定・再認定(再認定の記	認定・再認定を受け
【第 17 号様式】	載方法は、1回目の認定時と同じです。)	ようとするとき

※ 添付書類

- ① 施行規則第25条第1号の登録を証する書面(環境マネジメント審査登録機関が事業所に発行する登録証の写し) ② 誓約書(第17号様式の2) ③ 環境管理・監査の体制に係る組織図 ④ 事業所の環境に関する方針 ⑤ 指定作業・指定施設の一覧表 (P. 26「指定施設のリスト(例)」参照)・指定施設の配置図
- ⑥ 排煙及び排水の測定結果(条例第27条又は第30条の規定が適用される場合に限る。)・基準値
- ※ 排煙、排水の測定結果については、直近3年間の測定結果をすべて記載してください (測定結果の平均値のみの記載 は不可。排煙の測定のうち、排煙指定物質、炭化水素系特定物質の測定が義務づけられている事業所にあってはこれ らの測定結果も記載し、義務づけられていない事業所にあっては測定の義務のない旨を記載してください。)。

指定事業所に係る 変 更 届 出 書	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更 ②指定事業所の名称及び所在地の変更 ③指定事業所の業種の変更	
①~③【第 13 号様式】 ④~⑪【第 13.7.8 号様式】 (④⑤は次ページの③に該	⑦指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 ⑧排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材	30 日以内

環境管理事業所に (1)事業所の環境管理・監査の体制の変更 係る変更届出書 (2)事業所の環境の保全に関する方針の変更 変更の目から ①②④:【第18号様式】 ③指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要の変更 ③:施設の設置【第18、13、 30 日以内 登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の 7、8号様式】 有効期限及び登録の範囲の変更等施行規則第26条に掲げる事項の変更 ③:廃止【第18号様式】 変更する前 指定事業所に係る変更許可 施行規則第13条第2項に掲げる事項(詳細はP.7参照) 申請書【第6、7、8号様式】 (許可)

※ 環境管理事業所に係る変更届出書による施設の変更届出の場合は、許可基準に適合しているか否かの審査が事前にされないため、事業所が自ら基準に適合しているか否かを確認していることが必要である。

(3) 再認定の手続

環境管理事業所の認定は、3年を限度とする認定期間が経過した後は無効となりますので、 継続して認定を希望する指定事業所にあっては、再度認定の申請を行う必要があります。

認定に切れ目が起きないようにするためには、**認定期間終了の日よりも前**に申請書を提出する必要があります。申請書を提出してから認定されるまでの標準処理期間は 35 日間です。

※「登録を証する書面」としての審査登録機関の登録証(次期登録期間のもの)が事業所に交付されていない場合であっても、審査登録機関に次期の登録に向けての手続を行っていることを示す書面をもって認定の手続を進めますので、認定期間の終了する前に再認定手続を開始することができます。この場合、審査登録機関の登録証の写しは、交付を受けたら速やかに提出する必要があります。

(4) 表示板の掲示(条例第22条)

環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができます。

表示板) 例

幅 45cm×高 15cm サイズの規定はありません 環境管理事業所

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 18 条

※表示板は、木材、金属その他の素材を使い耐久性をもつように作成してください。

参考資料

【指定施設のリスト(例)】A4サイズ

指定施設番号	施設番号	施設名称 1	設置年月日	燃料·原料等 都	施設の規模・能力等	設場・強・者	測定頻頻
61- (1)- (1)	1	号ボイラ	平成12 年1月 10日	市ガス13 A	能力 50m³½/h 伝熱面積 12m²	工場棟 ボイ室・ 製造用	物2回/ ばいじ 回/5
59- (1)- (1)	2	洗浄施設	平成15 年4月 1日	別紙	ドラフト チャンバ ー	実験棟 ・ 分析用	塩化水 アンモニ 2回/

※配置図は別紙

【排煙測定結果(例)】A4サイズ

٠.	171751	1713	<i>,</i> . .	11111	(V	J/ 1 11	- / 1									
			施施		燃料	施設の	設の			排煙測定結果						
	施設番号	設番号	設名称	設置年月日	· 原料等	規模 • 能力	測定項目	H15 .10 .1	H16 .4 .1	H16 .10 .1	H17 .4 .1	H17 .10 .1	H18 .4 .1			
					都	燃焼能	乾き排出ガス 量(m³ _N /h)									
	61- (1)-	1	1 号 ボ	平成 12年	市ガ	力 50m³ _N /h	湿り排出ガス 量(m³ _N /h)									
	(1)	1	イ	1月 10日	ス 13	伝熱面	酸素濃度(%)									
			ラ	10 11	A	積12m ²	窒素酸化物濃度(ppm)									
							ばいじん濃度(g/m³x)									
	59-		洗	平成	nu.	ドラフ	塩化水素(ppm)									
	(1)- (1)	2	浄施設	15年 4月 1日	別紙	トチャンバー	アンモニア (ppm)									

※炭化水素系特定物質の排出なし

【排水口排水測定結果(例)】 排水口ごとに作成してください。A4 サイズ No. 1 排水口測定結果

11孙小口侧足和木										
測定年月測定項目	H15. 10	H15. 11	H15. 12	H16. 1	H16. 2	H18. 5	H18. 6	H18. 7	H18. 8	H18. 9
排水の量 平均 (m³/日)										
排水の量 最大 (m³/日)										
排水の量 最小 (m³/日)										
水素イオン濃度										
生物化学的酸素要求量(mg/L)										
:										
クロム及びその化合物(mg/L)										

9 指定作業・指定施設一覧(規則別表第1)

令和3年10月1日改正

※指定作業には「当該作業の一部のみを行う場合のその作業」又は「当該作業と密接に関連する作業」を含む。

例:「○○の製造の作業」:製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業 と密接に関連する作業を行う場合も当該作業を行う場合となる。

条例別表の作業	作業の内容	施 設
1 石油製品の製造の作業	(1) 石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	(1) 石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉(2) 反応施設(3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。)(4) 分離施設(5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製 造の作業	(1) 潤滑油又はグリースの製造の作業のうち 右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	(1) 合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	(1) 合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 洗净施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	(1) 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷イン キの製造の作業のうち右欄に掲げる施設の いずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、 石けん又は油脂加工製品 の製造の作業	(1) 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	(1) 医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	(1) 農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分雕施設 (7) 蒸留施設
10 香料の製造の作業	(1) 香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設

	T	T
11 化粧品の製造の作業	(1) 化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設
		(3) 充填施設 (4) 洗浄施設(容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	(1) 化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作 業	(1) 合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 成形施設(真空成形施設を除く。) (2) 吹き付け塗布施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 混練施設 (4) 破砕施設(原動機の定格出力が 0.75kW以上であるものに限る。)
14 コールタール製品の製造の作業	(1) コールタール (ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 加熱炉(直火炉を含む。) 蒸留施設 洗浄施設 分離施設 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	(1) 有機化学工業製品の製造の作業(1から14までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	(1) 化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉 (6) 破砕施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	(1) 無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)
18 か性ソーダ、塩素又は無 機酸の製造の作業	(1) か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設
19 17及び18に掲げる作業以 外の無機化学工業製品の 製造の作業	(1) 無機化学工業製品の製造の作業(17及び18 に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 煆焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設(特定排水施設に限る。) (7) 抽出施設(特定排水施設に限る。) (8) 分離施設(特定排水施設に限る。) (9) 混合施設(特定排水施設に限る。) (10) 濃縮施設(特定排水施設に限る。)

19 17及び18に掲げる作業以 外の無機化学工業製品の 製造の作業	(1) 無機化学工業製品の製造の作業(17及び18 に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	(12) 分別施設(13) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。)(14) 破砕施設(15) 磨砕施設
20 コークスの製造の作業	(1) コークス (石油コークスを除く。) の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コークス炉(2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)(3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	(1) ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 はり合せ成形施設(動力を使用するものに限る。) 混練施設 加硫施設 洗浄施設 ラテックス処理施設
22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄 の製造又はこれらの鋳 造、塑性加工若しくは熱 処理の作業	(1) 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼 基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは熱処理 の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれか を用いる作業	(1) 溶鉱炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (7) 焙焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)
23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	(1) 非鉄金属若しくはその合金の製造又は非 鉄金属基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは 熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のい ずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉以外のものにあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 煆焼炉(4) 反応炉(6) 焼結炉(7) ろ過施設(特定排水施設に限る。) (8) 還元施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設(1) 圧延施設(1) 上延施設(1) 上延施設(1) 二酸化珪素蒸着成長施設(1)
24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	(1) 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。) (4) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。) (5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。) (6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。) (7) ワイヤーフォーミングマシン(8) 鋳型造型施設(9) 型ばらし施設(10) タンブラー(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)

25 電気機械器具の製造の作 業	(1) 電気機械器具の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業		金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び
		(3)	変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を
		(4)	含む。) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。)
			水銀精製施設 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限 る。)
			せん断機 (原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)
			ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW以上であるものに限る。) ワイヤーフォーミングマシン
		(11)	鋳型造型施設 型ばらし施設 タンブラー
		(13)	
26 船舶、車両その他の輸送 用機械器具の製造の作業	(1) 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)	金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格 容量が200kVA以上であるものに限る。) 船舶製造施設(重量トンが1,000トン以上であるも
		(3)	のに限る。) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)
		(4)	を含む。) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)
			動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)
			せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるもの限る。) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が
		(8)	3.75kW以上であるものに限る。) ワイヤーフォーミングマシン 鋳型造型施設
		(10)	型ばらし施設 タンブラー
27 精密機械器具の製造の作 業	(1) 精密機械器具の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)	
		(2)	容量が 200kVA 以上であるものに限る。) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)
		(3)	を含む。) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力 が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変 圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を
			含む。) 水銀精製施設 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限
		(6)	る。) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるもの に限る。)
			ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) 鋳型造型施設
		(9)	型ばらし施設 タンブラー
L		(11)	ノ ノ ハ I (山 N1+V*ノ O v/と 尓 \ 。 /

28 24から27までに掲げる作	
	及び変圧器の定格
業れかを用いる作業(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーカが重油換算1時間当たり50L以変圧器の定格容量が200kVA以上である。	上であるもの及び
を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの が重油換算 1 時間当たり 50L 以上である	であるもの及び変
る。) (5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kl	W 以上であるもの
に限る。) (6) ロール式ベンディングマシン(原動	動機の定格出力が
3.75kW以上であるものに限る。) (7) ワイヤーフォーミングマシン	
(8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー	
(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)	
29 骨材又は石工品の製造又 (1) 骨材又は石工品の製造又は加工の作業の (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力は加工の作業 うち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる 間当たり 50L以上であるものに限る	5。)
作業 (2) アスファルトプラント(骨材乾燥炉 (3) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm	以上であるもの
(密閉式のものを除く。)及びバケ 0.03m³以上であるもの(密閉式のも	
る。) (4) 破砕施設(乾式のものにあっては、 力が 7.5kW 以上であるものに限る。)	
	原動機の定格出
(6) 分別施設(乾式のものに限る。 力が 7.5kW 以上であるものに限る。)	原動機の定格出
(7) 石材切断施設(原動機の定格出力が るものに限る。)	
30 セメント又はセメント製 (1) セメント又はセメント製品の製造の作業 (1) 焼成炉	NI Last 7 t o
品の製造の作業	ットの内容積が
る。) (3) 破砕施設(原動機の定格出力が 7.5 のに限る。)	ōkW 以上であるも
(4) 磨砕施設(原動機の定格出力が 7.5 のに限る。)	5kW 以上であるも
(5) コンクリートプラント (6) 成形施設	
(7) 抄造施設(特定排水施設に限る。) (8) 水養生施設(蒸気養生施設を含み、 限る。)	特定排水施設に
31 ガラス又はガラス製品の (1) ガラス又はガラス製品の製造の作業のう (1) 溶融炉(バーナーの燃料の燃焼能力製造の作業 ち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作 間当たり 50L 以上であるもの及び3 *** が 200kVA 以上であるものに限る。)	
(2) 保温炉(バーナーの燃料の燃焼能2 間当たり 50L 以上であるものに限る	
(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 処理施設(酸によるものに限る。)	,
(5) 樹脂吹き付け塗布施設 (6) 破砕施設(原動機の定格出力が 7.5	ōkW 以上であるも
のに限る。) (7) 磨砕施設(原動機の定格出力が 7.5	ōkW 以上であるも
のに限る。) (8) 二酸化珪素蒸着成長施設	J.
のに限る。) (8) 二酸化珪素蒸着成長施設 32 陶磁器の製造の作業 (1) 陶磁器の製造の作業のうち右欄掲げる施 設のいずれかを用いる作業 (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力 間当たり 50L 以上であるもの及び3	
のに限る。) (8) 二酸化珪素蒸着成長施設 32 陶磁器の製造の作業 (1) 陶磁器の製造の作業のうち右欄掲げる施設のいずれかを用いる作業 (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力間当たり 50L 以上であるもの及びが 200kVA 以上であるものに限る。) (2) 処理施設(酸によるものに限る。)	変圧器の定格容量
のに限る。) (8) 二酸化珪素蒸着成長施設 32 陶磁器の製造の作業 (1) 陶磁器の製造の作業のうち右欄掲げる施設 (1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力 間当たり 50L 以上であるもの及びが 200kVA 以上であるものに限る。)	変圧器の定格容量 原動機の定格出)

32 陶磁器の製造の作業	(1) 陶磁器の製造の作業のうち右欄掲げる施 設のいずれかを用いる作業	(5) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。) (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 成形施設(特定排水施設に限る。)
33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	(1) 炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設(特定排水施設に限る。)
34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	(1) 窯業製品又は土石製品の製造の作業 (29 から33までに掲げる作業を除く。) のうち 右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) 成形施設 (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 混合施設(有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。) (8) 処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	(1) 動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業(農業又は漁業を営む者(同居人を含む。)がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破砕施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設 (10) 乾燥施設
36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業	(1) 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 製綿機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 打綿機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 動力燃糸機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (4) 動力織機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (5) 動力織み機(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (6) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (7) 精練施設(特定排水施設に限る。) (8) シルケット機(特定排水施設に限る。) (9) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (9) 漂液浸透施設 (11) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (12) 副蚕処理施設(特定排水施設に限る。) (13) 染色施設(特定排水施設に限る。) (14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人造皮革又 はこれらの製品の製造の 作業	(1) 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品 の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のい ずれかを用いる作業	 (1) 水づけ軟化施設 (2) 洗浄施設 (3) 石灰づけ施設 (4) なめし施設 (5) 染色施設(特定排水施設に限る。)
38 木材の加工又は木製品の 製造若しくは加工の作業	(1) 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 現像施設(特定排水施設に限る。) (4) はり合せ施設

38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	(1) 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (5) 砕木施設 (6) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。) (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (9) 動力かんな盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (10) 薬液浸透施設(特定排水施設に限る。)
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	(1) パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (6) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (7) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (8) 砕木施設 (9) チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (10) 抄紙施設(抄造施設を含む。) (11) セロファン製膜施設(特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	(1) 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業 のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用い る作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L以上であるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設(小規模排水施設を除く。)
41 農産保存食料品の製造の 作業	(1) 農産保存食料品の製造の作業のうち右欄 に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設(小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の作業	(1) 調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 濃縮施設(小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作業	(1) 糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作用	(1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。) (3) 分離施設(特定排水施設に限る。) (4) 精製施設(特定排水施設に限る。)
44 パン又は菓子の製造の作業	(1) パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 洗浄施設(小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
45 酒類、清涼飲料その他の 飲料の製造の作業	(1) 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 搾汁施設(小規模排水施設を除く。) (5) ろ過施設(小規模排水施設を除く。)

45 酒類、清涼飲料その他の 飲料の製造の作業	(1) 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 蒸留施設(小規模排水施設を除く。)
46 動植物油脂の製造の作業	(1) 動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設
47 精穀又は製粉の作業	(1) 精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 精米機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) 精麦機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) 精粉機(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)
48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	(1) 食料品の製造の作業(40から47までに掲げる作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L以上であるものに限る。) (2) 焙せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L以上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (10) 調理施設(小規模排水施設を除く。) (11) 渋だめ(小規模排水施設を除く。) (12) 磨砕施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)
49 発電の作業	(1) 発電の作業(非常用の発電の作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用い る作業	 (1) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)
50 ガスの製造の作業	(1) 石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の 作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを 用いる作業	 (1) ガス発生炉(燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設(タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。) (5) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属回収焼却炉 (2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。) (3) 容器洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。) (5) 蒸留施設 (6) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。) (7) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。) (8) 破砕施設(原動機の定格出力が 7.5kW(合成樹脂用破砕施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。) (9) 磨砕施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。) (9) 磨砕施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (10) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。)

51 資源の再生又は廃棄物の	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び	(12) 分別施設(原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるも
処理の作業	木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業 (3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業	のに限る。) (13) 溶融施設 (14) 乾留施設 (14) 乾留施設 (15) 廃棄物焼却炉(火格子面積又は火床面積が 0.5㎡以上であるもの、焼却能力が1時間当たり50kg以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあっては、当該燃焼室)の容積が 0.8㎡以上であるものに限る。) (16) し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定した処理対象人員が500人以下のした槽を除く。)中和施設(特定排水施設に限る。) (17) 中和施設(特定排水施設に限る。) (18) 分離施設(特定排水施設に限る。) (19) 固化施設(特定排水施設に限る。) (19) 固化施設(特定排水施設に限る。) (20) コンベア施設(鉱物、土石又はがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が75 cm以上であるもの(密閉式のものを除く。) 及びバケットの内容積が0.03㎡以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。 (21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。) (22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。) (23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。) (24) 乾燥施設 (25) 圧縮成型施設 (26) 発酵施設
51の2 汚染土壌の処理の作業	(1) 条例第62条の3に規定する汚染土壌の処理 の作業のうち、右欄に掲げる施設のうちい ずれかを用いる作業(汚染土壌が存在する 土地が含まれる一団の土地において、当該 土地に存在する汚染土壌を処理する作業を 除く。)	(1) 浄化等処理施設 (2) セメント製造施設 (3) 分別等処理施設
52 下水道水の最終的な処理 の作業	(1) 終末処理場(下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)における下水道水の最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 終末処理施設(下水道法第2条第6号に規定する施設に限る。)
53 汚水又は廃液の処理の作業	(1) 2以上の事業所から排出される汚水又は 廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる 施設を用いる作業	(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水又は 廃液を共同で処理するものに限る。)
54 廃ガスの燃焼又は分解の 作業	(1) 廃ガスの燃焼又は分解の作業 (51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(15)に掲げる施設及び51の2に掲げる作業のうち51の2の項施設の欄の(1)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) フロン分解処理施設(クロロフルオロカーボン又はハイドロフルオロカーボンを処理するものに限る。)
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	(1) 車両、航空機その他の機械器具の整備又 は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のい ずれかを用いる作業	(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (2) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)を含む。) (4) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (5) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (6) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (7) 動力かんな盤(原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。) (8) コンテナー洗浄施設(コンテナーに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナーの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。) (9) 自動式車両洗浄施設(小規模排水施設を除く。)

56 皮革製品、人造皮革製品 又は繊維製品の洗浄の作 業	(1) 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の 洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいず れかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設(テトラクロロエチレンを用いるものに限る。)(2) 水洗式クリーニング施設(日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)
57 と畜又は死亡獣畜処理の 作業	(1) と畜場(と畜場法(昭和28年法律第114号) 第3条第2項に規定すると畜場をいう。) における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取 扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法 律第140号)第1条第3項に規定する死亡 獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解 体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる 作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は図面等の 複写の作業	(1) 写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格AO以上のものに限る。)
59 科学技術に関する研究、 試験又は検査の作業	(1) 科学技術(人文科学に係るものを除く。) に関する研究、試験又は検査の作業のうち 右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)
60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業	(1) 印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 動力印刷機(規格B3以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	(1) 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加 熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のう ち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作 業	(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積 (規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が 10m ² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上であるものに限る。)
62 動力を用いて行う物の塗 装の作業	(1) 動力を用いて行う物の塗装の作業のうち 右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 塗装施設(吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 焼付け炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり 50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA以上であるものに限る。)
63 燃料その他の物の燃焼又 は電気の使用による物の 乾燥の作業	(1) 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用に よる物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施 設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17 に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外の ものにあっては、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間 当たり 50L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)
64 物の表面処理又はめっきの作業	(1) 物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。) (2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタンに限る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500L以上であるものに限る。) (3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)
65 有機溶剤を用いて行う物 の加工又は接着の作業	(1) 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着 の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれか を用いる作業	(1) ラミネーター機 (2) 製膜施設 (3) 自動式塗布施設

66 鉱物又は土石の採取、移 送、粉砕、選別又は加工 の作業	(1) 鉱物又は土石の採取、移送、粉砕、選別又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設((1)から(4)までに掲げる施設にあっては、29に掲げる作業又は51の2に掲げる作業に用いられるものを除く。)のいずれかを用いる作業	 (1) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの (密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が 0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限 る。) (2) 破砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW以上であるものに限る。) (5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L以上であるものに限る。) (6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 35L以上であるものに限る。) (7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 35L以上であるものに限る。)
67 金属その他の物の研磨の 作業	(1) 金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超える もの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。) (3) 湿式研磨施設 (4) ブラスト(密閉式のものを除く。) (5) タンブラー
68 炭化水素系物質の受入れ、 保管又は出荷の作業	(1) 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。)又は有機溶剤(単一成分でないものにあっては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあっては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。)と貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。)出荷施設(揮発油(1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるものに限る。)以下この項において同じ。)をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所(貯蔵施設の容量が合計で1,000kL以上であるものに限る。)又は製油所に設置される出荷施設に限る。) (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設であって当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上であるものに限る。)
69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であって右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業 (2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業(3)火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業(4)くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業	(1) 混合施設(特定排水施設に限る。)(2) 鋳型造型施設(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)(4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあっては、1kg が重油 0.66 Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気 体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。 重油換算燃焼能力(L/h)=換算係数×気体燃料の燃焼能力(m³N/h)

換算係数=気体燃料の発熱量 (kJ/m³N) · 重油の発熱量 (kJ/L)

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油 (発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。) の量に換算するものとす

- る。 2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施 設をいう。
- 3 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が 20m3 未満である事業所に設置される施設をいう。
- * 排水とは、事業所から直接公共用水域に排出される水その他の液体などと定義されている。
- 都市ガス 13Aの重油換算量の算出方法
 - [例] 燃焼能力が $\frac{13A}{h}$ で $\frac{44m^3N/h}{h}$ の施設の場合

ここで、都市ガス 13 A の総発熱量は、 45,000 kJ/m³N (10,750 kcal/m³N) 重油の総発熱量 39,558.1725 kJ/L (9,450 kcal/L)

換算係数= 10,750/9,450 =1.13756···

重油換算量= $1.13756\cdots \times 44 = 50.0529\cdots = 50.1$ (L/h)

付録1 その他の許可・届出・指導基準等について

条例では、指定事業所であるか否かにかかわらず、事業所に施設を設置する場合や作業・工事を行う場合等についての許可、届出、指導基準等があります。(条例第6章-第10章)

		田山、相等基件寺がめりまり。 (米)	15 A 15 X 17 X 17 III
虈	項目	概要	指針・指導基準・届出
6–5	夜 間 営 業 (条例第51条の 2)	小売業を営むための店舗の用に供される床面積の合計が500m²を超える一の店舗又は日本標準産業分類に定める音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、ボウリング場、ゲームセンターを営むための施設でその面積が500m²を超えるものにおいて、夜間(午後11時から翌日の午前6時)における営業を営もうとする場合	夜間における営業に係る騒音の防止に 関する指針 [開始]開始する日の30日前まで [変更計画]変更の日の30日前まで [変更] [承継] [廃止] 30日以内
7-1	地下水水質浄化	地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁があると認められる場合	地下水汚染原因調查報告書、地下水浄化措置結果報告書
7-2	土壌汚染対策	土地の形質の変更を行おうとする場合 特定有害物質使用等事業所を廃止した場合 ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した場合	土地の形質の変更に伴う公害の防止に 関する指針 [形質変更]着手する日の 30 日前まで [廃止]廃止した日から 30 日以内 [調査報告]廃止日又は通知日から起算 して 120 日以内
7-3	地下水採取規制	一の事業所に設置される 揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm²を超える 場合の揚水機 ※6cm ² 以下の場合は別途届出が必要	[設置]施設設置日の30日前まで [承継][廃止]30日以内 [変更]30日前 まで(軽微な変更については30日以内) [地下水採取量及び水位の報告]年2回
8-1	小規模焼却炉等 (条例第86条)	① 廃棄物焼却炉(施行規則別表第1の51の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。)② 動物火葬炉(移動式のものを含む。)③ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設(施行規則別表第1の51の項に掲げる作業に係るものを除く。)	小規模焼却炉等の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準 [設置]施設を設置する日(工事着工)の 30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内
8-1	小規模固定型 内 燃機関等 (GHP、コジェネ等) (条例第86条)	① ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの② ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり35L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの 3 ガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50L未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの	小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準 [設置]施設を設置する日(工事着工)の30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内 ※ GHP は、設置、承継、変更、廃止の届出不要
8-2	石綿排出作業 (条例第92条)	次の石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(一部面積の要件あり) ① 吹付け石綿 ② 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。) ③ 石綿布 ④ 石綿を含有するセメント建材(成形板に限る。)(作業の対象となる建築物等の部分における石綿を含有するセメント建材の使用面積の合計が1,000m²以上) ⑤ 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材	[開始]開始する日の7日前まで(③、④ のみ。①、②は大防法の届出必要。⑤は 不要。) [完了]完了した日から30日以内(①、
8-3	焼却施設の 解体工事 (条例第99条)	施行規則別表第1の51の項に掲げる 廃棄物焼却炉及びその附帯設備 (未使用のものを除く。)の 解体又は撤去 を行う工事(当該 焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。)	焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準 [開始]開始する日の14日前まで [完了]完了した日から30日以内
8-4	エ 事 排 水 (条例第105条)	公共用水域に工事排水を1日当たり 10m³以上 排出する場合	工事排水による公共用水域の水質の汚 濁の防止に関する指導基準 [工事排水]開始する日の30日前まで [変更][完了]30日以内
8-5	屋外作業 (条例第111条)	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域以外の地域内の面積1,000 m^2 以上の土石又は資材の保管場所(指定事業所の敷地内にあるものを除く。1年以上継続行う作業に限る。)	屋外作業に伴う騒音及び振動による公 害の防止に関する指導基準 [開始]開始する日の30日前まで [変更][中止]30日以内
8-6	掘 削 作 業 (条例第117条)	① 掘削の深さが地表下4m以上、かつ、掘削面積が500m ² 以上 ② トンネルの仕上がりの内径が1,350mm以上で、かつ、延長が100m以上	掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準 [開始]開始する日の30日前まで [変更][完了]30日以内
8-7	(未例第124末)	一の事業所に設置される 揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm²以下の場合の揚水機 ※ 6 cm²を超える場合の揚水機は別途許可の手続が必要となります。	小規模場水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準 [設置]施設設置日の30日前まで [承継][変更][廃止]30日以内
9-2	建築物環境配慮	CASBEE横浜 特定建築物の建築をしようとする者	建築物環境配慮計画届出書 等
10	地球温暖化対策	地球温暖化対策事業者、特定電気供給事業者等	地球温暖化対策計画書 等
			-

付録2 環境法令・条例の手続フロー

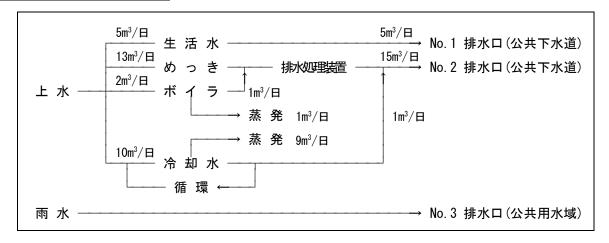
(工場・事業場・指定事業所における施設等の設置(変更)で主なもの)

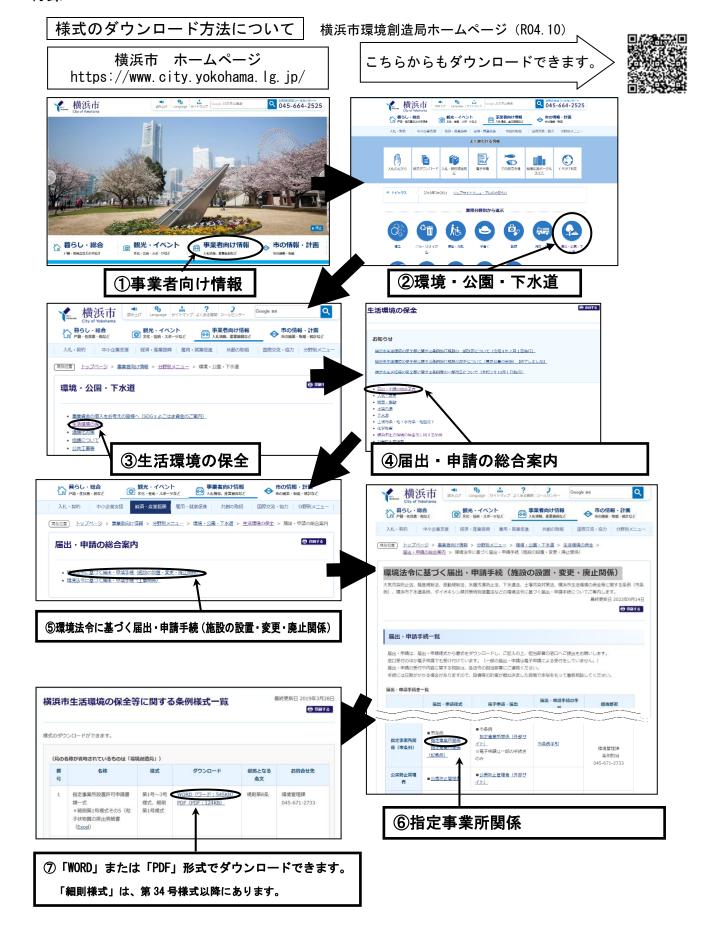
口大気汚染防		□水質汚濁防止法	□振 動 規 制 法	□横浜市下水道条	
大気・音環境課プ			大気・音環境課 騒音担当	水・土壌環境課 下水	道担 環境管理課
事 前 相 談 (事業内容・施設等の概要説明 法律・条例の内容の確認)					
ばい煙発生 揮発性有機化合物 一般粉じん発生 水銀排出施	排出施設 生施設	特定施設 有害物質貯蔵指定施設	特定施設【騒音】 特定施設【振動】	特定施設除害施設	指定施設
			制基準の確認・書類作	E成等 	
□ ばい煙発生 設置(使用、3 届出書(様式) □ 揮発性有機化	変更) 第 1)	□ 特定施設設置 届出書 (様式第1) □ 特定施設構造 変更届出書	【騒音】 □ 特定施設設置届出書 (様式第 1) □ 特定施設の種類ごと	□ 特定施設設置届 (様式第六) □ 特定施設の構造 ・ 更届出書 (様式第	許可申請書 (第1号様式他)
出施設設置(他更)届出書		(様式第 1)	の数変更届出書 (様式第 3)	□ 公共下水道使用 (変更)届(様式第	開始 変更許可申請書
(様式第 2) □ 一般粉じん発	生 体設	□ 有害物質貯蔵指 定施設設置届出書 (様式第 1)	【振動】 □ 特定施設設置届出書 (様式第1)	□ 公共下水道使用開 届(様式第五)	始
設置(変更)) (様式第 3) □ 水銀排出施設	届出書	「有害物質貯蔵指 定施設変更届出書 (様式第 1)	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書(様式第3)	□ 除害施設新設等届 書(第7号様式)	i出
設置(変更)) (様式第3の	届出書				
ばい煙発生施設 VOC 排出施設 水銀排出施設 発	般粉じん生 施 設			特定施設 使用 除害	
(60 日前まで) (着	↓ 届 出 着工の前 まで)	↓ 届出 (60日前まで) ↓	↓ 届 出 (30 日前まで)	届 出 届 (60日前まで)(あ	↓
60 日間の 実施制限		60 日間の 実施制限	30 日間	60 日間の 実施制限 ↓ 受理書交付	(標準処理期间 30 日) 申請書の内容に不備があれば、その修正を行うため35 日 以上要することもあります。
					許可 (許可書交付)
	1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・使用開始	
		□ 特定施設・有害 物質貯蔵指定施設 使用等開始報告書 (使用開始後 15 日以内)		□ 特定施設設置(構造変更)工事完了届出 (様式第4号)(速やカ □ 除害施設新設(増 改築)工事完了届1 (第8号様式)(5日〕	書 等届出書 (第5号様式) (開始後14日以内) 設・□ 指定事業所に係る変 出書 更完了届出書 (第9号
□ 使用廃止届出 (様式第 5) (廃止後 30 日 □ ばい煙発生 □ 揮発性有機化合 □ 一般粉じんろ □ 水銀排出施	日以内) 上施設 物排出施設 発生施設	□ 特定施設使用 廃止届出書 (様式第6) (廃止後30日以內) □ 有害物質貯蔵指 定施設使用廃止届 出書 (様式第6) (廃止後30日以內)		□ 特定施設使用廃品 出書 (様式第十一 (廃止後 30 日以内 に廃止後 30 日以内 に	更届出書(第13号様式)(変更後30日以内)(名称変更・施設の一部廃止等の届出) 最任報2、 後14 以内(使用開始後30日以内に測

[※] ダイオキシン類対策特別措置法「特定施設」、横浜市生活環境の保全等に関する条例「指定事業所以外の届出等」他は記載していません。

付録3

| 用排水収支バランス図の例 | 公共下水道(分流式)に排出する場合





指定事業所の手続についての問い合わせ先

横浜市 環境創造局 環境管理課

〒231-0005

中区本町6-50-10 市庁舎27階 みなとみらい線 馬車道駅直結

JR根岸線·市営地下鉄 桜木町駅 徒歩3分

電話:045-671-2733



条例・施行規則等は、ホームページ又は窓口でご覧になれます。

https://www.city.yokohama.lgjp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html



※ 環境法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、下水道法など)の届出等の手続は、別に必要となります。この条例の許可申請・届出の対象外の施設であっても、環境法令の届出等の手続が必要となる場合がありますので注意してください。

【各種問い合わせ先一覧】

<u> </u>	度的の 日からん 見る				
	用件	電話番号	担 当 課		
1	指定事業所の手続に関すること	045-671-2733	理接创作日 理接供知知		
2	化学物質の適正管理に関すること	045-671-2487	環境創造局環境管理課		
3	大気汚染、悪臭の規制指導(手続・申請)に関すること	045-671-3843	環境創造局 大気・音環境課		
4	騒音・振動の規制指導(手続・申請)に関すること	045-671-2485	块块剧坦问		
(5)	水質汚濁の規制指導(手続・申請)に関すること	045-671-2489			
6	土壌汚染、地下水採取に関すること	045-671-2494	環境創造局 水・土壌環境課		
7	公共下水道への排水の規制指導(手続・申請)に関すること	045-671-2835			
8	交通環境に関すること	045-671-3843	環境創造局 大気・音環境課		
9	地球温暖化対策に関すること	045-671-4103	環境創造局 環境管理課		
10	産業廃棄物に関すること	045-671-2515	資源循環局 産業廃棄物対策課		
11)	建築物の環境配慮に関すること	045-671-4526	建築局 建築企画課		
12	環境影響評価に関すること	045-671-2495	環境創造局 環境影響評価課		



横浜市 環境創造局 環境管理課 令和5年5月発行

TEL:045-671-2733 FAX:045-681-2790